



文部科学省

2024年2月 令和5年度 学校法人の運営等に関する協議会 及び 監事研修会

# 私学の振興について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

# 目次

1. 私立学校法の改正について
2. 学校法人関係税制について
3. 近年の大学等の設置認可等の動向と寄附行為(変更)認可の審査等について
4. 情報セキュリティインシデントの現状と報告について
5. 私立学校における労務管理について
6. 女性活躍の推進について
7. その他
  - ・マネーロンダリング・テロ資金供与を巡る動向について
  - ・インボイス制度について
  - ・マイナンバーカードについて
  - ・学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改定版》について

# 1. 私立学校法の改正について

---

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

#### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

#### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

#### ④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

### 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

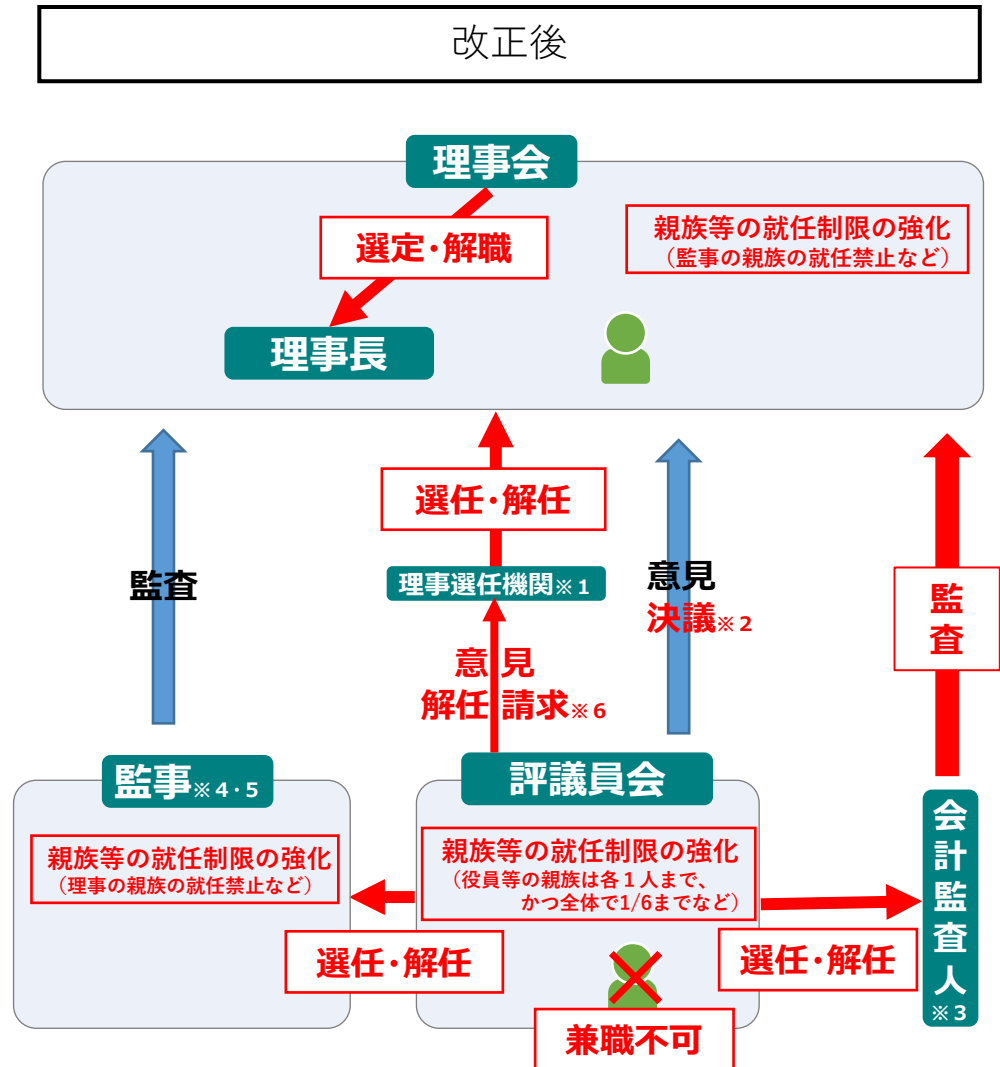
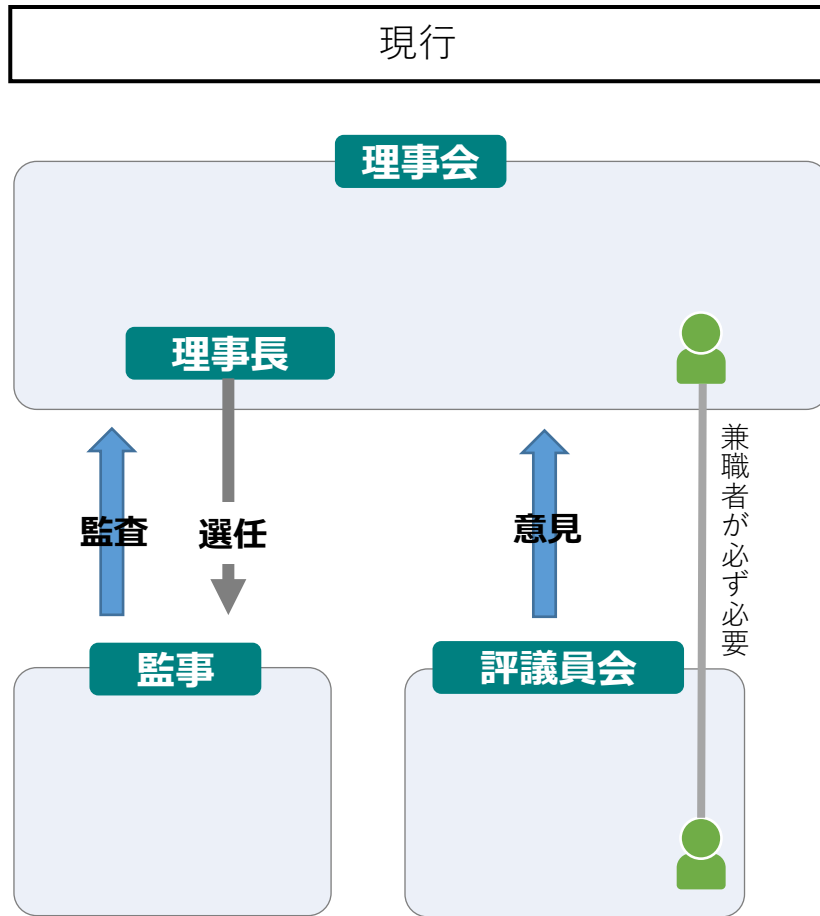
### 3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。  
(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

## 施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

# 私立学校法改正に係る基本的な考え方

## 1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

## 2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」という基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

## 3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

## 4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

# 主な改正のポイント①

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 1. 役員等の選解任手続き等について

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> (30 I) (理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> (30 II))
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> (33 I) (評議員会による解任の求め (33 II)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (33 III))
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定（・解職）する</u> (37 I)
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> (45 I) (理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要 (49 I))
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> (48 I) (評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (48 II))
役員等の任期	寄附行為の定めによる	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> (寄附行為で定める期間は理事4年、監事・評議員6年を上限とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする) (32 I・II、47 I、63 I)



# 主な改正のポイント②

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要

改正後
監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員</u> （監事、監査役等を除く）・ <u>子法人職員</u> と兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） 理事と評議員の兼職禁止（31Ⅲ）
理事を超える数が必要（18Ⅲ）

## 3. 役員等の構成の要件等について

	改正前
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない
職員である評議員	1人以上必要
理事・理事会が選任した評議員	制限無し
外部理事	1人以上必要

改正後
各役員についての制限を強化するとともに、 <u>評議員についても近親者等の制限を設ける</u> （31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3</u> まで（62Ⅴ①）
評議員の総数の <u>1 / 2</u> まで（62Ⅴ②）
1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

# 主な改正のポイント③

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 4. 学校法人の意思決定について

	改正前
理事会・評議員会の運営	決議等に関する規定あり
意思決定プロセス	重要事項等についてはあらかじめ評議員会の意見聴取が必要

改正後
招集、決議、議事録等について <u>具体的に法定</u> （詳細は18、19ページ参照）
大臣所轄学校法人等は、 <u>寄附行為の変更（軽微なものを除く）・任意解散・合併については、評議員会の決議が必要</u> （150）

## 5. 監査体制の充実について

	改正前
会計監査人	規定無し
常勤監事	選定義務無し
内部統制	規定無し

改正後
大臣所轄学校法人等は <u>設置義務</u> （144 I）
特に規模の大きい大臣所轄学校法人等は <u>選定義務</u> （145 I）
大臣所轄学校法人等は <u>内部統制システムの整備義務</u> （148 I）

## 6. その他

	改正前
子法人	規定無し
責任追及の訴え	規定無し
刑事罰	規定無し

改正後
監事や会計監査人の <u>調査対象</u> とし、子法人の役職員の監事・評議員への <u>就任制限を設ける</u> （46 II、53 II、62 V③、86 IV）
評議員会は、 <u>役員等に対する責任追及の訴えの提起を求めることが可能</u> （140 I）
役員等の <u>特別背任、贈収賄、目的外の投機取引等</u> について刑事罰を新設（157～162）

# 規模に応じた区分について

※知事所轄学校法人が大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合でも、所轄庁は都道府県のまま変更なし

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	<b>大臣所轄学校法人等</b>
知事所轄学校法人		

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする予定

- （１）収入（※１）10億円又は負債20億円以上
- （２）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること（※２）

※１ 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額（計算方法は施行規則で定める予定）

※２ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	<b>義務</b>
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、収入（※１）100億円又は負債200億円以上とする予定

# 大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和8年度の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

# 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の構成に関する要件

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止 (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の校長を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) 外部理事を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ))
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の  $1 / 3$  を超えていないこと (31Ⅶ) 等

## 監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との兼職禁止 (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

## 評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止 (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) 職員を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) 25歳以上の卒業生 ( (9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 3$  を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 2$  を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1 / 6$  (経過措置期間中は  $1 / 3$ ) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

# 評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

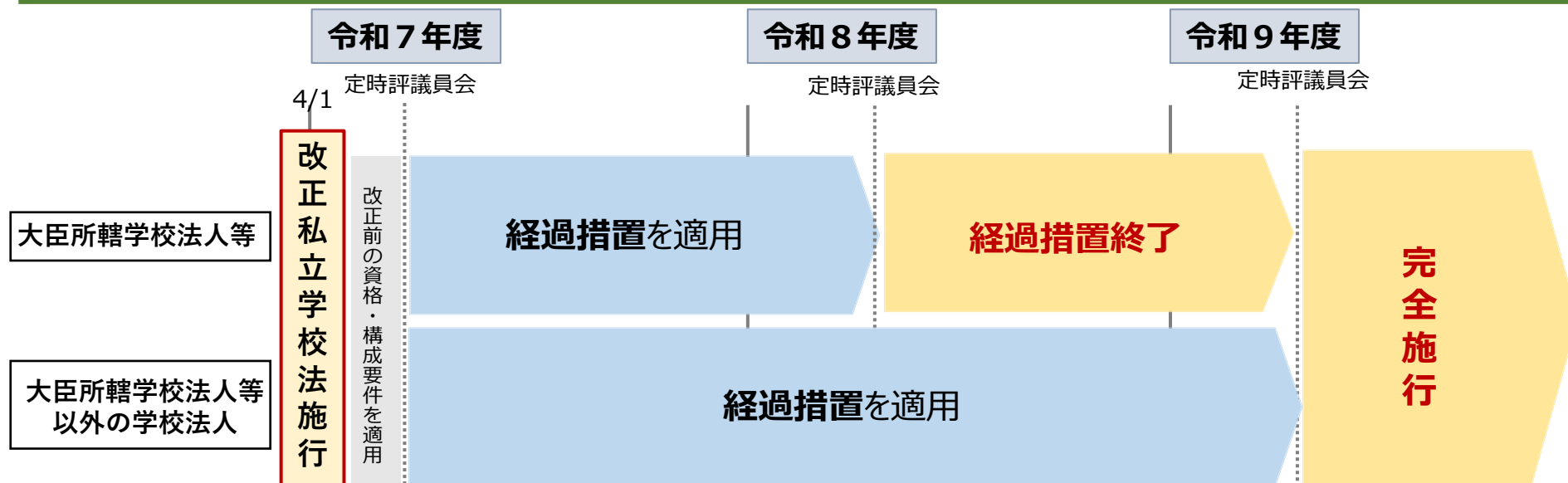
## 経過措置

### 経過措置を設定

※ 括弧の数字は前ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。  
**大臣所轄学校法人等以外の学校法人**については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。



# 改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

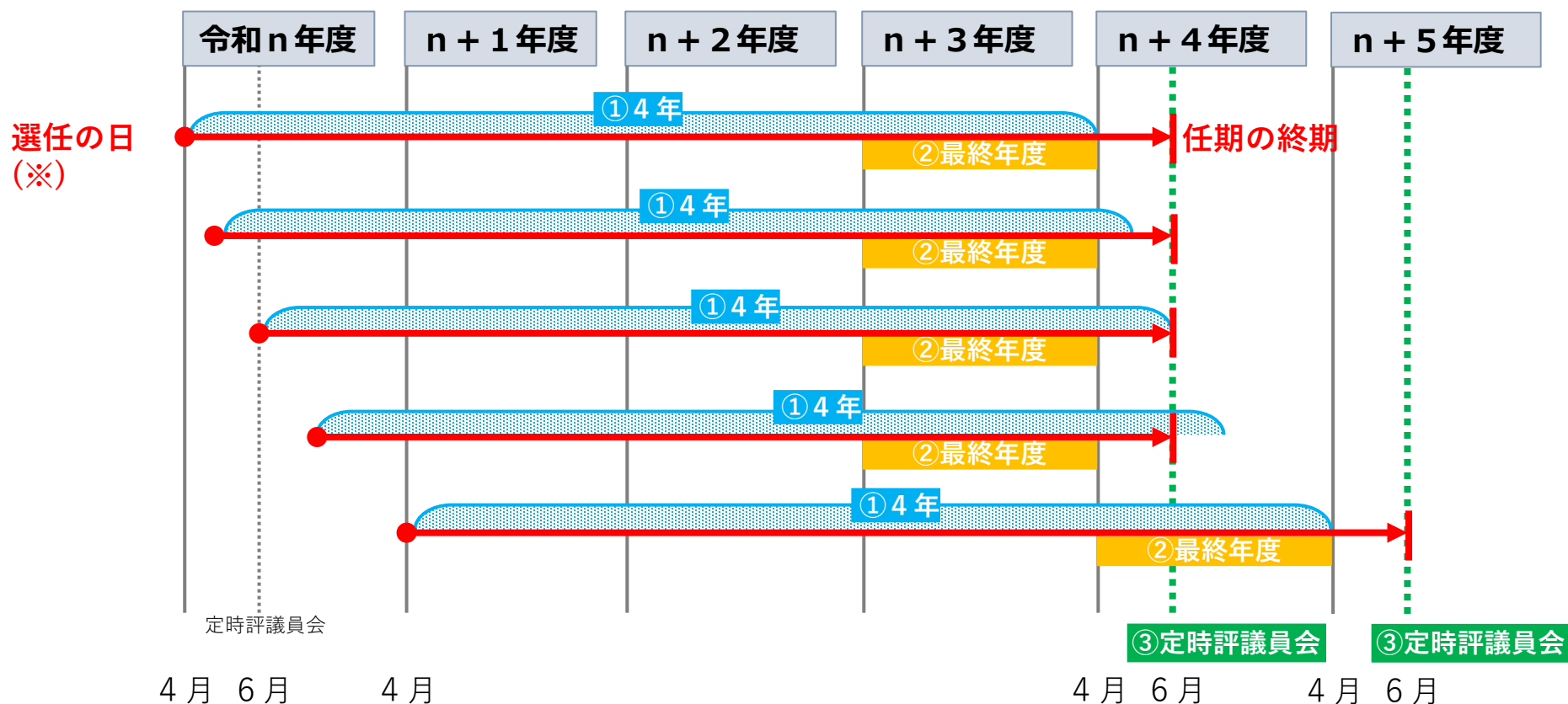
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

（１）任期は、**選任後寄附行為で定める期間**① **以内に終了する会計年度のうち最終のもの**② **に関する定時評議員会の終結の時**③ まで

（２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。





# 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

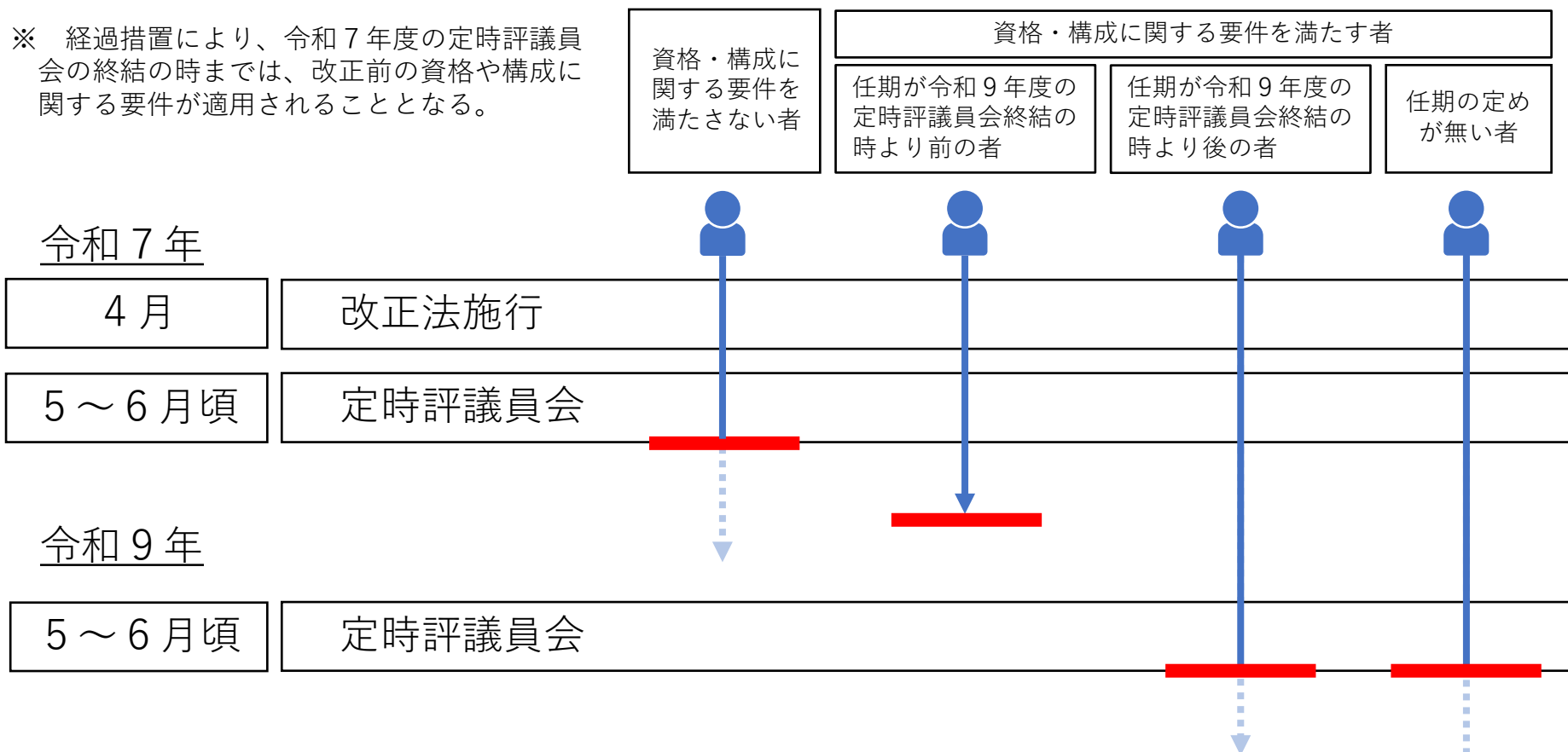
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

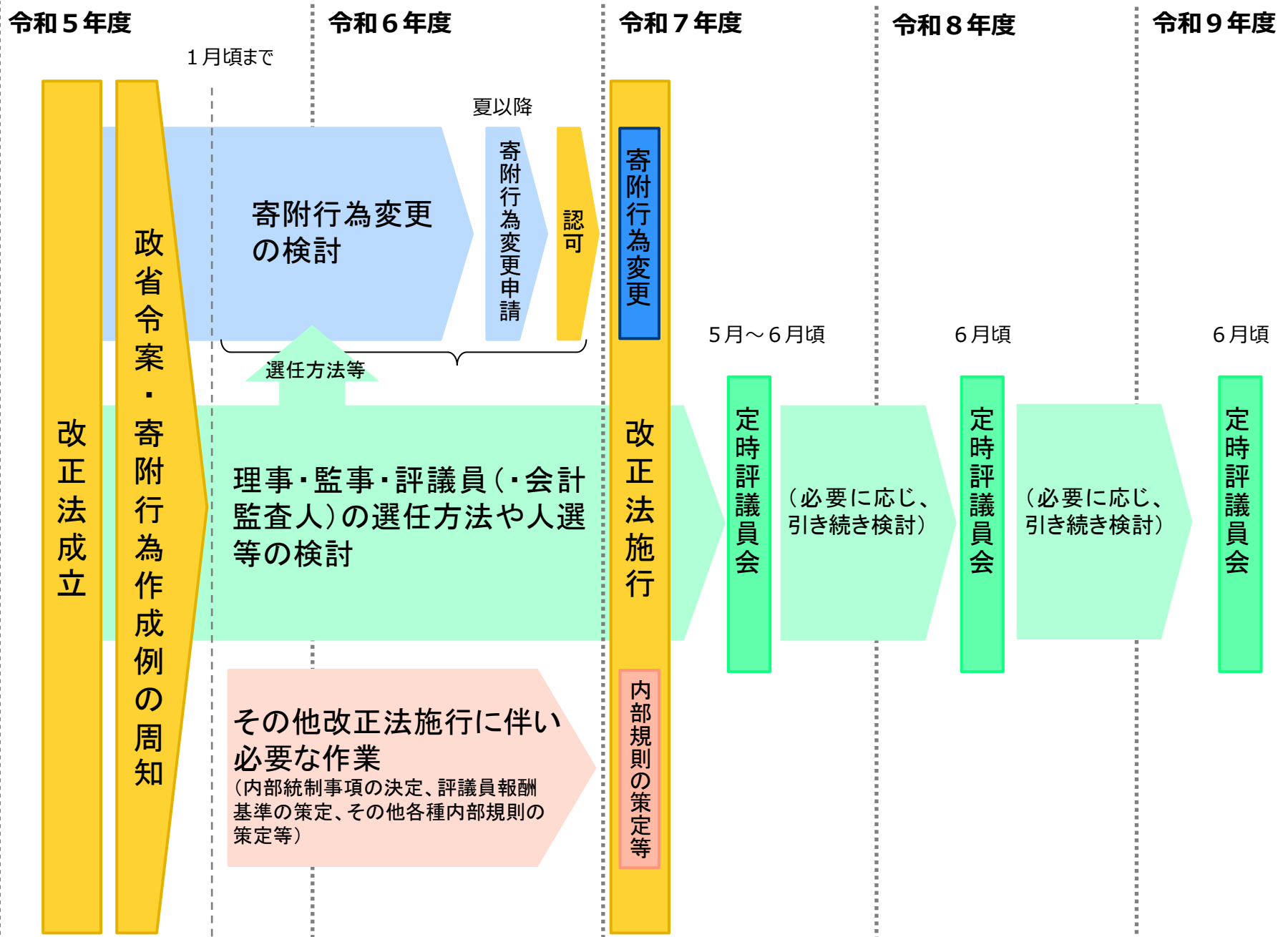
ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある（※）

※ 経過措置により、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。





# 私立学校法改正全体スケジュール



# 大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請の取扱い

大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請は、次のとおり予定しています。

法改正に伴う寄附行為の変更認可申請（その他の寄附行為変更認可申請）の詳細及び令和8年度開設の大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請に係る様式の改正については、別途文部科学省ウェブサイトにて御案内します。

## 令和7年度開設の大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請（大学の設置：令和5年10月、学部を設置等：令和6年3月）

- 現行の私立学校法のほか、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号（最終改正：令和5年3月1日））等により審査（審査の過程で改正法等への準備状況等を問う可能性がある。）。
- 申請様式は、現行の学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年7月20日文部省告示第117号（最終改正：令和2年12月28日））により作成。
- 法改正に伴う寄附行為の変更は、別途申請が必要。（詳細は別途御案内）

※法改正に伴う寄附行為の変更の内容は、大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請には含めず、認可の後に、別途寄附行為変更認可申請（その他の寄附行為変更認可申請）をしていただくこととなります。

## 令和8年度開設の大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請（大学の設置：令和6年10月、学部を設置等：令和7年3月）

- 改正私立学校法等に基づく基準により審査。関係する政省令等は、今後順次改正予定。
- 申請様式（案）は、令和6年3月までに文部科学省ウェブサイトにより御案内予定。

# 【文部科学大臣所轄学校法人】

## 改正私立学校法に対応した寄附行為変更認可申請スケジュール（予定）

大臣所轄学校法人における改正私立学校法に対応した寄附行為変更認可申請については、以下のスケジュールを予定。なお、以下の期間内の申請に限り、通常提出を求めている「新旧の比較対照表」の提出は不要。

申請受付期間	認可時期 目安	対象法人		
		①（※）	②（※）	③（※）
令和6年7月1日（月） ～7月8日（月）	8月下旬	○	○	○
令和6年8月1日（木） ～8月8日（木）	9月下旬	○	○	○
令和6年9月2日（月） ～9月9日（月）	10月下旬	○	○	○
令和6年10月1日（火） ～10月8日（火）	11月下旬	○	○	○
令和6年11月1日（金） ～11月8日（金）	12月下旬		○	○
令和6年12月2日（月） ～12月9日（月）	1月下旬			○
令和7年1月6日（月） ～1月10日（金）	2月下旬			○

（※）申請に当たり、対象法人を3つのグループに分け、申請時期を分散させる。寄附行為の改正案が「寄附行為作成例(文部科学大臣所轄学校法人向け)」とどの程度異なっているかについて、文部科学省が作成した様式に基づき各学校法人でチェックを行い、異なりが大きい法人から①、②、③の順に分散し申請いただく。

# 文部科学省HP：私立学校法の改正について（令和5年改正）

文部科学省HPに改正内容に関する動画や資料を掲載しています。

令和5年通常国会において成立した「私立学校法の一部を改正する法律」の内容について理解を深めていただくため、**文部科学省ホームページに説明動画、資料及び寄附行為作成例などを掲載**しました。Q&Aについては、掲載している「私立学校法の改正に関する説明資料」の「2.個別条文解説」に掲載しております。

また、問い合わせ窓口として「**私立学校法の改正に関するお問合せフォーム**」を開設しておりますので、ご質問等があれば、そちらからお送りください。

私立学校法の改正 文部科学省

検索

▶説明動画・資料・寄附行為作成例などを掲載しているページ(※)はこちら

※私立学校法の改正について（令和5年改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



▶私立学校法の改正に関するお問合せフォームのURLはこちら

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL7H5LHdc2UIOkXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVVBTENPMEZEMzVRUy4u>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



## 2. 学校法人関係税制について

---

# 学校法人に係る税制の概要

## 学校法人に係る税制

国税	法人税	<p>(1) 課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育研究事業 ⇒ <b>非課税</b></li> <li>●収益事業 ⇒ <b>課税</b> 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1</li> </ul> <p>(2) <b>みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出）</b></p> <p>①所得金額の50%、②年200万円のいずれが多い金額まで損金算入可能</p> <p>(3) <b>収益事業の適用除外</b></p> <p>私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外</p>
	その他の税目	<p><b>非課税</b></p> <p>所得税（利子、配当等）</p> <p>登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く）</p> <p>印紙税（無利息等の条件で行う文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業における消費貸借契約書にかかるもの）※2</p>
地方税	<p><b>非課税</b></p> <p>住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く）</p> <p>不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産等を除く）</p>	

※1 年800万円以下の部分については15%（令和7年3月31日までに開始する事業年度に限る）

※2 文部科学大臣の確認を受けた日以後に作成されるものであって令和7年3月31日までに作成されるものについて適用

## 学校法人への寄附に係る税制

		個人からの寄附	法人からの寄附	
学校法人に直接の寄附	国税※3	税額控除対象法人	<p><b>【税額控除額】(平成23年度改正)</b></p> <p>(寄附金額 - 2千円) × 40%</p> <p>※所得税額の25%が限度額</p>	<p><b>【損金算入限度額】</b></p> <p>(資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般]</p> <p>+</p> <p>(資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
		特定公益増進法人	<p><b>【所得控除額】</b></p> <p>寄附金額 - 2千円</p> <p>※総所得の40%が上限 ★</p>	<p><b>【損金算入限度額】</b></p> <p>(資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般]</p> <p>+</p> <p>(資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金	<p><b>【税額控除額】</b></p> <p>(寄附金額 - 2千円) × 10%</p> <p>※総所得の30%が上限 ★</p>	(該当なし)

日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附（受配者指定寄附金）

国税、地方税それぞれ★と同様※4

寄附金全額の損金算入が可能

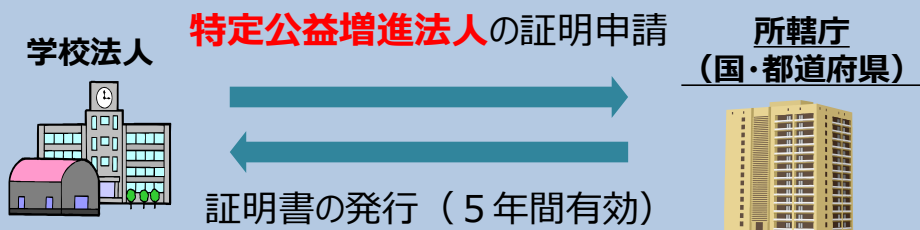
※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能

※4 個人からの寄附は原則として取り扱っていない

# 学校法人に対する寄附金控除

- 所得控除、税額控除を活用するために、**学校法人は所轄庁に証明申請を行う必要がある**。
- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に学校法人からの領収書及び当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要。  
※両方の証明を受けた学校法人に対する寄附の場合、**寄附者がどちらか一方を選択**ができる。

## 特定公益増進法人に対する個人寄附



### ■「所得控除」

各寄附者の所得に応じた**所得税率を寄附金額に乗じて**、控除額を決定

### ■ 控除限度額

**総所得金額等の40%**に相当する金額

※寄附金額が総所得金額等の40%相当額を超える場合

### ■ 要件・手続き

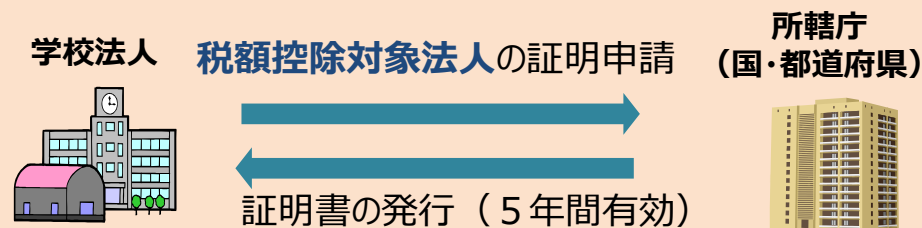
学校法人(※)は、所轄庁へ寄附金募集要綱など必要書類提出等の手続きさえすれば証明を受けることができる

※専修学校または各種学校を設置する場合は、その学校の授業時間数等により認められない場合があります (所得税法施行規則第40条の9)

### ■ 控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **所得税率** = 寄附金控除額

## 税額控除対象法人に対する個人寄附



### ■「税額控除」

各寄附者の**所得税率に関係なく**、所得税額から直接**寄附金額の4割**を控除

### ■ 控除限度額

**所得税額の25%**

### ■ 要件・手続き

実績判定期間内 (原則、直近5会計年度) に、**3,000円以上**の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が、**年平均100人以上**であることを満たすこと。

※小規模法人向けの**緩和要件あり**

### ■ 控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **一律40%** = 寄附金控除額

※税額控除対象法人は以下の義務が生じる

①**情報開示義務**

(寄附行為、役員名簿、財産目録、役員報酬規定等)

②**寄附者名簿の作成・保存義務**

※**文部科学大臣所轄学校法人が証明申請や関連の相談をする場合の窓口**

特定公益増進法人について：高等教育局私学部参事官付財務調査係

税額控除対象法人について：高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係



# 学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

## 制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、**一定の要件を満たす場合**において、税額控除対象法人となるための**実績判定に係る期間**を、5年間ではなく**2年間とする**。

## 税額控除のメリット

- ・寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、**減税効果が大い**い。
- ・寄附を受ける**学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる**。

## 現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ① **3,000円以上**の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、**年平均100人以上**
- ② 寄附金額が**年平均30万円以上**であること

- \* 1 小規模法人向けの緩和措置あり
- \* 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれては、特例措置の対象となることも踏まえ、**ぜひ積極的に制度の活用をご検討ください！**

## 令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から**2年間に短縮**する。

\*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和7年度～12年度の間に行われる**ものであること
- **経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成**していること（作成を求める計画の詳細については今後通知等で周知）
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれない**こと

特例措置の新設



# 特定公益増進法人・税額控除対象法人に関するデータ

## <特定公益増進法人>

	大臣所轄	知事所轄										
			高校法人	中等教育 学校法人	義務教育 学校法人	中学校 法人	小学校 法人	幼稚園 法人	幼保連携型 認定こども園 法人	特別支援 学校法人	専修学校 法人	各種学校 法人
特定公益 増進法人 数	610 [90.8%]	1185 [16.8%]	515 [68.8%]	1 [33.3%]	1 [100%]	11 [61.1%]	14 [58.3%]	357 [8.9%]	88 [7.2%]	11 [91.7%]	169 [20.0%]	18 [10.4%]
全法人数	672	7051	749	3	1	18	24	4008	1217	12	846	173

## <税額控除対象法人> …うち大臣所轄法人の数及び割合は**372法人(55.4%)**

※大臣所轄学校法人(放送大学学園を除く)、知事所轄学校法人いずれもR5年5月1日時点

	大臣所轄	知事所轄										
			高校法人	中等教育 学校法人	義務教育 学校法人	中学校 法人	小学校 法人	幼稚園 法人	幼保連携型 認定こども園 法人	特別支援 学校法人	専修学校 法人	各種学校 法人
税額控除 対象法人 数	372 [55.4%]	201 [2.9%]	155 [20.7%]	1 [33.3%]	1 [100%]	4 [22.2%]	5 [20.8%]	11 [0.3%]	5 [0.4%]	7 [58.3%]	9 [1.1%]	3 [1.7%]
全法人数	672	7051	749	3	1	18	24	4008	1217	12	846	173

# ふるさと納税の活用による自治体・学校法人のメリット

ふるさと納税で自治体に集まった寄附の使途を学校法人支援に活用できる仕組みとすることで、自治体にも学校法人にもメリットのある制度が創出できる。

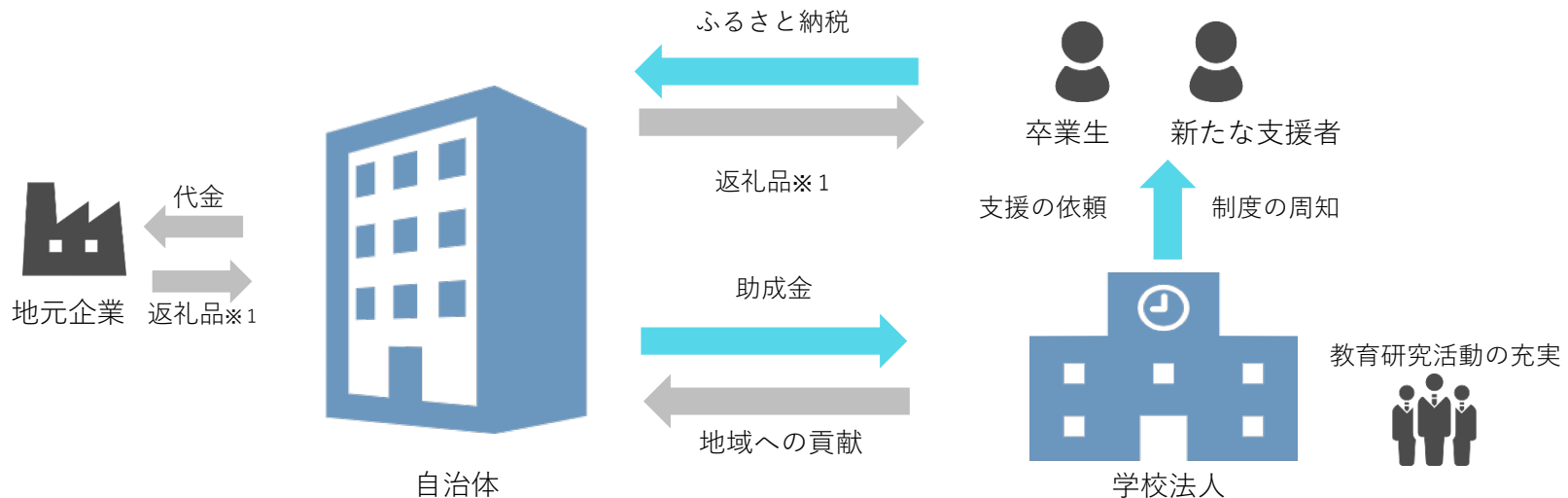
## 自治体のメリット

- 学校法人によるふるさと納税の情報発信
- 地元に縁がある人からの支援拡大
- ふるさと納税の件数増加
- 地元の学校法人への支援その他の自治体予算として活用可能
- 返礼品※1の提供元となる地場産業の振興

## 学校法人のメリット

- 新たな支援者の発掘  
(実質2000円の負担で寄附が可能な制度※2の活用)  
⇒新たな外部資金の獲得
- 卒業生等とのつながり強化
- 自治体や地域の振興等への貢献

## 自治体と学校法人の連携イメージ



※1 返礼品ありとする場合

※2 自治体に対するふるさと納税による寄附額のうち、寄附者の収入に応じた上限額の範囲内で税金が控除される

# ふるさと納税活用の実施イメージについて

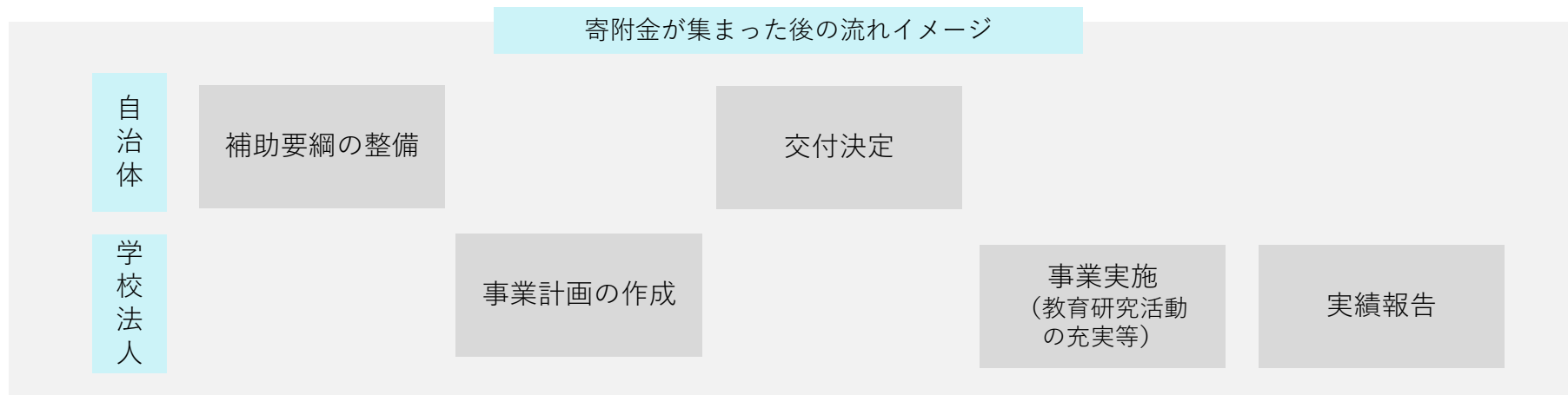
既の実施している例では、ふるさと納税の寄附金の使い道の一つに「域内の学校法人支援」というメニューを追加し、集まった寄附を、補助金形式でまとめて学校法人に交付するなどしている。

ふるさと納税 運営サイト (例)

寄附金の使い道を選択

- 文化・産業・まちづくりのために
- 福祉事業のために
- 地域の景観維持のために
- 首長にお任せ
- 域内の学校法人の支援のために (学校法人名を選択)

創設



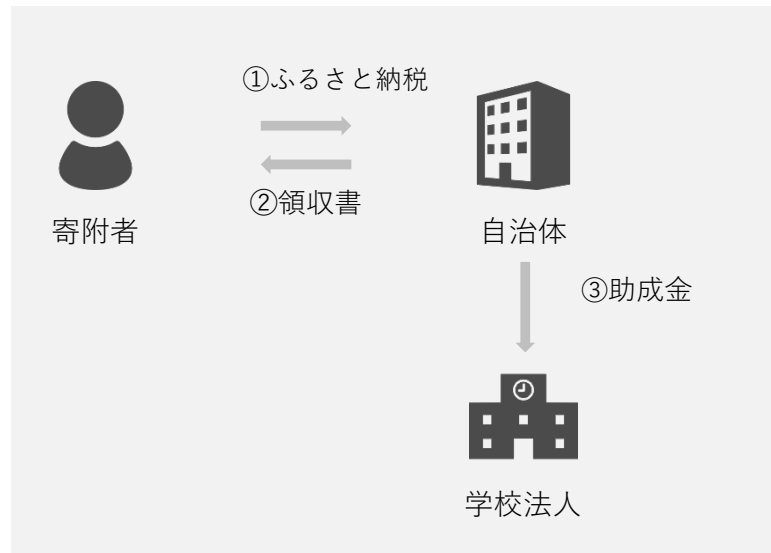
# ふるさと納税活用における実例のある類型について

自治体におけるふるさと納税のメニューの設け方は以下の2つのタイプがある。  
寄附者は、卒業生や学校法人の活動に共感した者など幅広い支援者が考えられる。

**A**

自治体が返礼品無しのメニューとして  
返礼品有りのメニューとは別途設定

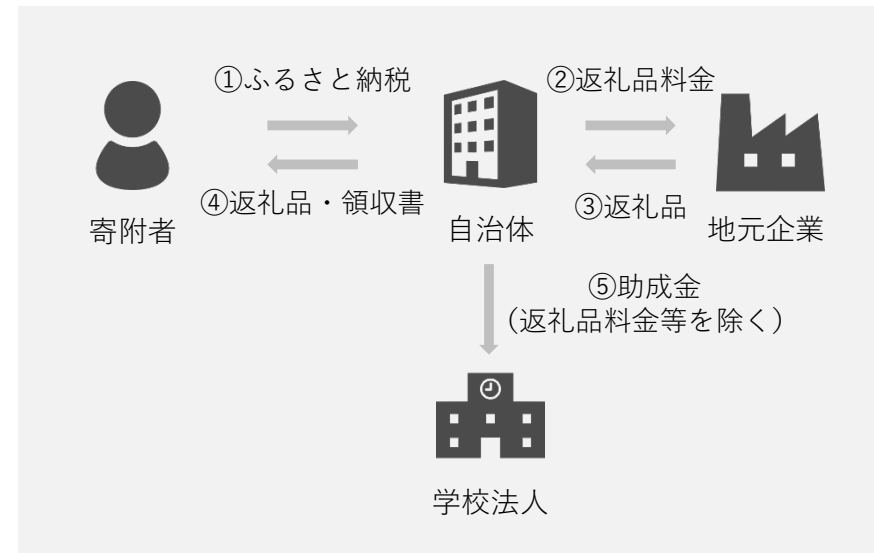
例 新宿区（ふるさと新宿区わがまち応援寄附金）  
軽井沢市（さわやか軽井沢ふるさと寄附金 育もう教育と文化 教育応援分）



**B**

自治体が返礼品有りのメニューの一つとして  
設定（返礼品は自治体内の地場産品を用意）

例 神戸市（未来の神戸づくりに向けた大学等応援助成）  
江別市（ふるさとえべつ教育応援補助金事業）



※ふるさと納税額の7～9割を助成する例などがみられるが、助成金の割合は各自治体が定める。  
Bタイプにおいては、返礼品本体や返礼品に係る事務費を差し引くことなどを考慮した上で、自治体が定める割合で助成を行う。

# ふるさと納税を活用している自治体・学校法人の実績データ

ふるさと納税を活用した自治体と学校法人との連携の取組が広がってきている。

学校法人への支援額上位の例

**8,300**万円/年  
**2,800**万円/年  
**2,700**万円/年

学校法人への支援件数上位の例

**1,960**件/年  
**784**件/年  
**231**件/年

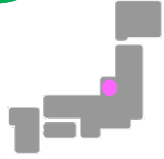
ふるさと納税を活用している  
学校法人の割合（文部科学大臣所轄）

**5** %程度

※令和4年度実績（文部科学省調べ）

## 市内唯一の大学として市への貢献を図る

(新潟県南魚沼市・学校法人国際大学)



南魚沼市では、平成27年から学校法人国際大学と連携を実施。南魚沼市のふるさと納税「国際大学応援と交流の推進コース」への寄附は、国際化推進活動資金助成として納税額の90%が国際大学に交付され、留学生の奨学金等として活用。残りの10%は南魚沼市の国際化推進事業として、市内の小中学校の児童生徒を対象とした夏休みを行う「インターナショナル・ビレッジ事業」、「イングリッシュ・ビレッジ事業」や「中学生の海外派遣事業」に活用。

### ふるさと納税制度を活用したきっかけはなんですか？

南魚沼市  
担当者



国際大学と包括協定に基づき、以前から**国際化を推進し国際化社会に対応できる人材育成に取り組んでおり**、これまで以上に充実した事業を行えるようにふるさと納税を活用しました。

国際大学  
担当者



本学は学生の9割近くが外国人であり、70の国や地域から学生を受け入れています。**南魚沼市の国際化に貢献するとともに、留学生が安心して学びを継続できるよう、奨学金を拡充したいと考え、南魚沼市に声をかけました。**

### 寄附をしてもらうために工夫していることは？

南魚沼市  
担当者



メールマガジンを活用したり、雑誌に掲載するなど、南魚沼市の実施するふるさと納税全般についてのプロモーション活動を行っています。

国際大学  
担当者



奨学金を受け取った学生が行った活動について情報発信を行い、**寄附が有効に活用されていることを見える化する**ことを心掛けています。

### ふるさと納税を活用してどんなことを行っていますか？

南魚沼市  
担当者



南魚沼市の国際化推進事業として、**市内中学生のアメリカ合衆国への派遣**や、夏休みにおける市内小中学校の児童生徒と**国際大学の留学生との交流事業を実施**しています。子供たちは実戦で英語を学び、日本と海外の文化の違いを感じてくれているようです。

国際大学  
留学生



**奨学金のおかげで経済的な不安がなく勉学に励むことができています。**小中学生との交流は、普段の研究にはない刺激を子供たちからもらうことができ、楽しみです。

国際大学  
担当者



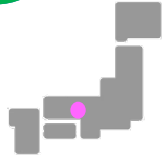
留学生への奨学金制度はもともと用意していましたが、その原資の確保には苦勞していました。**ふるさと納税の温かい寄附によって、安定的に奨学金を給付できるようになりました。**

市内の小中学生と国際大学の留学生が交流する様子



## コロナ禍での学生支援から未来の神戸づくりに向けた助成制度へ

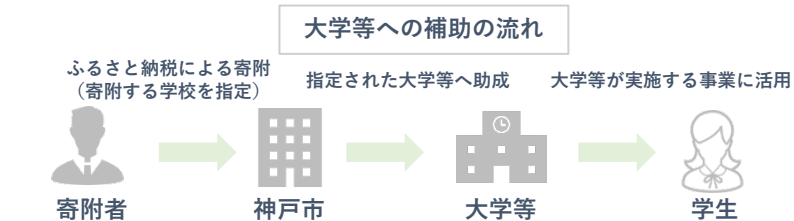
(兵庫県神戸市)



神戸市では、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症により、学修活動や日常生活への影響が懸念される学生を支援する「KOBE学生サポート 市内大学等応援助成」事業を実施。学生への経済支援や食料支援、マスク等の配備に係る経費等を大学、短期大学、専修学校に対して補助。令和4年度からは学生支援に加えて、地域や企業との連携に係る経費、市民向け公開講座を含む大学等での社会人の学び支援に係る経費なども補助対象として拡大。

### どのような流れで大学等への補助が行われますか？

**神戸市担当者** ふるさと納税の寄附者が、寄附する学校を指定します。神戸市において、受け付けた寄附を集計し、寄附額から返礼品の事務経費を除く金額の7割（最大9割）を基準に大学等への助成金に活用します。残りを神戸市が実施する大学連携等の事業に活用しています。



### ふるさと納税制度の活用には課題はありましたか？

**神戸市担当者** 私立学校への直接の寄附にも税額控除などの税制上の優遇制度があります。それらとの区別をつけるために、ふるさと納税では、「**大学等への支援が学生支援も含め神戸市の大学連携事業に還元されること**」を重視しています。

**神戸市担当者** 令和3年度までは学生支援のみの制度にしていたが、**用途を拡大してほしいという大学等からの要望も踏まえて、令和4年度から大学間連携、産学官連携の取組等の推進にも活用**できるよう補助対象を拡大しました。

### 本制度を活用したことによる喜びの声を聞かせてください。

**神戸市担当者** 50以上ある市内の大学等のうち、22の学校がこの取組に賛同し、参画してくれました。**令和3年度には、合計で900件、6,000万円を超える寄附**と数多くの学生への温かいメッセージが寄せられました。

**寄附者** 新型コロナの影響で様々な活動が制限される中でも、一度しかない学生生活を充実させてほしいという思いで寄附をしました。**寄附金を有効活用してもらえることが分かり、安心して寄附することができました。**

**大学担当者** 寄附者の皆さまからの多大なご支援のおかげで、新型コロナの影響で思い描いていた大学生活を送ることができていない学生に対して、**学内食堂の食券配布、感染者・療養者への食料支援、生理用品の無料配布など、さまざまな支援ができたことを心より感謝しています。**

### 今後の展望はありますか？

**神戸市担当者** 今後も神戸市からの支援を行うことで、学生さんが神戸市に今よりも更に愛着を持ってもらいたいと思っています。また、**大学間連携や産官学連携を更に促すことで、市内の大学等の活動が更に活発**になればいいなと思っています。



## ふるさと納税の活用による高等学校・大学へ向けた補助金制度の新設 (北海道江別市・学校法人酪農学園)

北海道江別市では、進学や就職等を機に市外へ転出した卒業生が、母校や地元の後輩を応援できるよう、また、地域の特産品を通じて江別市と繋がる人の輪が広がるよう、市内の高等学校・大学へのふるさと納税の募集を令和4年度7月から開始。集まった寄附金の一部は、令和5年度から補助金として、高等学校・大学に交付する予定。

また、ふるさと納税を活用した学校法人との連携として、令和2年10月から学校法人酪農学園における酪農学園大学の実習で製造されたアイス等の乳製品を江別市の返礼品として提供。

### 高校・大学への補助金制度新設の経緯は？

江別市  
担当者



市内の学校法人から、ふるさと納税の活用に関し相談・提案がありました。市としても、**市内に4大学を有する文教都市として、コロナ禍の学生を応援したい**という思いがあり、各校と意見交換を重ね、今般の制度新設に至りました。

納められた寄附金については、**ふるさと納税の返礼品や発送等の必要経費分を差し引き、最大限を各学校へ交付すること**としています。

### ふるさと納税の活用に課題はありましたか？

江別市  
担当者



ふるさと納税で納められた寄附金を、なるべく多く各学校に交付したいという思いはありましたが、寄附金が適正に活用されることを期して補助金の形で交付することにしました。

学校法人  
担当者



学校法人へ直接寄附をしている方が、今後はふるさと納税を活用するか、寄附方法の選択で悩むのではないかと心配もありましたが、一方で、**市のふるさと納税を入口とした新たな学校支援者の獲得や、学校の認知拡大にも期待を寄せています。**

### ふるさと納税の活用は市にどのような利点があるのですか？

江別市  
担当者



江別市のシティプロモートの一環としてふるさと納税事業に取り組んでいます。ふるさと納税で**母校や地元の学校を応援しながら、返礼品をきっかけに、江別市に関心を持っていた**だけの方の裾野を広げることができると考えています。

### 市からの返礼品はどのように決めているのですか？

江別市  
担当者



返礼品については、当市で作成した募集要領に基づき運営しています。ふるさと納税に関する説明会の開催などで呼びかけるほか、事業者様からのご提案により、返礼品の登録を行っています。

酪農学園  
担当者



実習で乳・肉製品を製造しており、大学の生協で販売していました。人気が高い商品なので、**学外の方にも是非楽しんでいただき、酪農学園大学を知っていただきたい**という思いで、江別市さんと協議を行い、返礼品に入れていただきました。

酪農学園大学からの返礼品の例





# 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を 指定寄附金の対象とすることについて

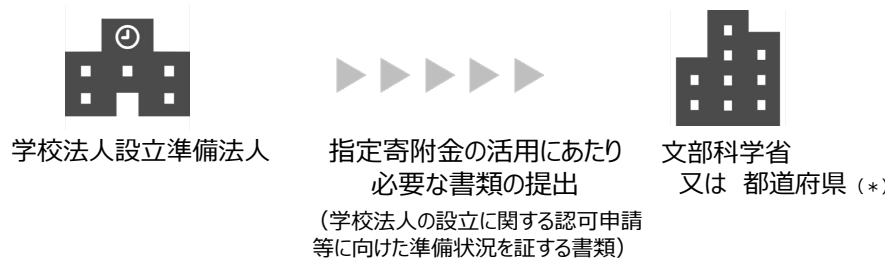
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、その**寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

👉 対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金**で、**法人税法施行令第75条に規定する寄附金**に該当するもの
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

## 寄附金募集までの流れ（イメージ）

### ① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出



(文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)

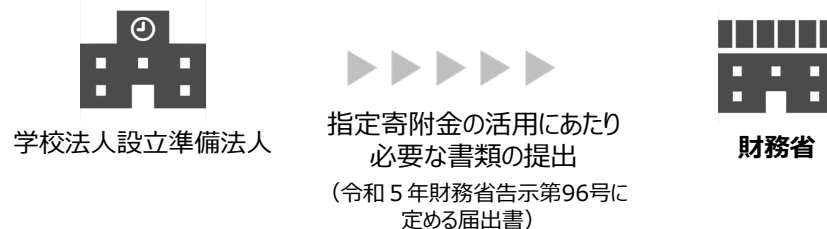
- 設立趣意書
- 設立決議録
- 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等



提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「**指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書**」を交付します。

(\*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省  
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

### ② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



(財務省への提出が必要な書類)

- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
- 寄附金募集要綱
- 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等

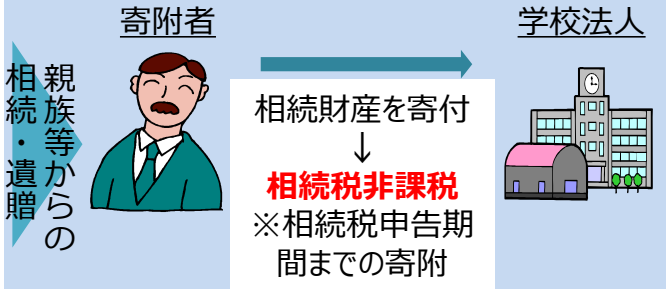


財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「**学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書**」を交付します。財務省からの受理書の交付をもって、**本指定寄附金の活用が可能**になります。

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係** にご相談ください！

# (参考) その他の学校法人関係税制

## 相続税の非課税特例

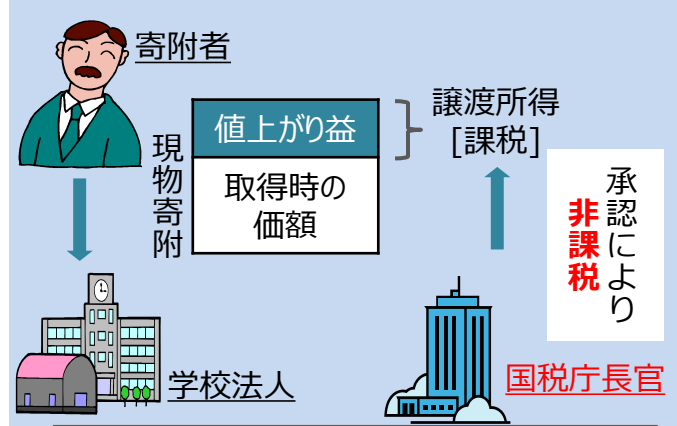


※ 寄附者等の相続税の負担が不当に減少すると認められる場合は、課税となるので注意が必要

相続又は遺贈により財産を取得した場合、財産の取得者には原則として相続税が課税されるが、財産の贈与が学校法人に対して行われる場合には、贈与等がなかったものとみなされ、相続税が課税されない。

- 【要件】
- ✓ 運営組織の適正性、親族関係者等3分の1
  - ✓ 親族関係者に特別の利益を与えない
  - ✓ 解散時の残余財産帰属の定めがある → 国、地方公共団体等へ帰属
  - ✓ 法令違反等の公益に反する事実がない

## みなし譲渡所得税非課税特例

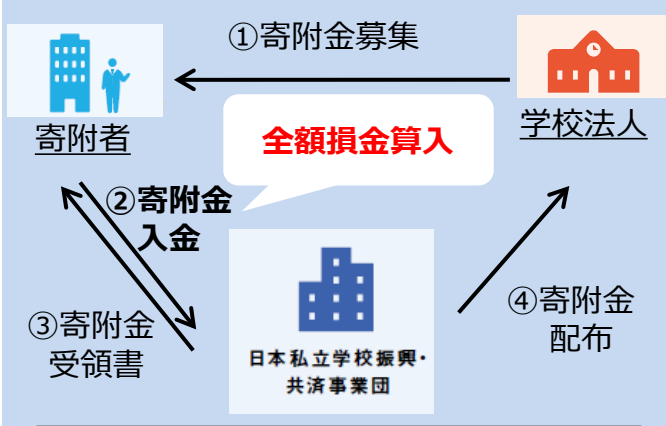


現物による寄附をした場合、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税。【みなし譲渡所得課税】

**特例1：国税庁承認手続きの簡素化**  
これらの寄附が学校法人に対して行われる場合、国税庁長官の承認で、非課税となる。さらに、一定の要件を満たした場合には、**承認手続きが大幅に簡素化**される。

**特例2：買換特例・特定買換資産の特例**  
一定の要件を満たす場合のみ、現物寄附の買換えを行ったとしても**非課税承認が継続**される。

## 受配者指定寄附金制度



- 受配者指定寄附金制度は、**日本私立学校振興・共済事業団**が、寄附者（企業等法人）から寄附金を受け入れ、**寄附者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付**する事業。
- 本制度の利用により、寄附者（企業等法人）は、法人税法上、**寄附金全額を損金算入**することが可能。

※ 日本私立学校振興・共済事業団における本制度は、原則個人からの受配者指定寄附金は対象外となる。

学校法人に関係する主な税制について、各項目の詳細については以下のリンクから御覧いただけます。

- 学校法人関係税制（受配者指定寄附金制度以外）：  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html)
- 受配者指定寄附金制度について：  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_kihu\\_gaiyo.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm)

# (参考) 学校法人に対する寄附金控除【新入生を対象に募集する寄附金についての留意点】

- 新入生からの寄付金（入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末(12月)までの期間内に納入した寄付金）は、**原則として、控除の対象外**となる。
- **例外として、新入生からの寄付金であっても、入学決定後に募集のあったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものであれば、控除の対象**となる。
- 令和3年6月、例外要件の詳細等、取扱いに係るQ&Aを周知。

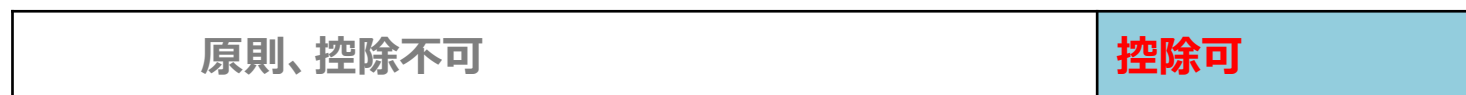
(R3.6.25「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ & Aについて(通知)」)

## 新入生を対象とする寄附金控除の取扱いイメージ（4月に入学する場合）

入学願書受付時  
(9月頃)

入学日  
(4月)

入学年末  
(12月)



入学決定 (2月) **※新入生以外の者と同一の条件であれば、控除可**

**原則  
(控除×)**

### 学校の入学に関してする寄附金

- = 自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該**入学と相当の因果関係のあるもの**
- = **入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの**

**例外  
(控除○)**

**入学決定後に募集の開始**があったもので、  
**新入生以外の者と同一の条件で募集**される部分

**Q & Aで補足  
(R3.6.25)**

**※疑義がある場合は、あらかじめ所轄の国税局の所得税課にお尋ねください！！！！**

### **3. 近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為（変更）認可の審査等について**

---

# 学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準（文部科学省告示）」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の審査を以下の観点で行っております。

各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

## （１）管理運営関連

### 【主な指摘例】

- ①理事会（長）が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類等の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用による私立学校法第63条2の規定に基づく情報の公表がされているか。

## （２）管理関連

### 【主な指摘例】

#### （設置計画（設置経費、財源））

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

#### （財務状況・財政計画）

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

#### （学生確保の見通し）

- ①学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているか。
- ②学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

## Check!

申請に当たっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」を御確認ください。  
御不明な点は、私学行政課法人係へお問合せください。

寄附行為手引 文部科学省

検索

▶「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」のURLはこちら ↓

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1334533.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm)

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→





# 学生確保の見通しに関する審査【令和7年度開設審査からの変更点】

## 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布）

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化に関して、次のとおり「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」を改正しています。

- 学生確保の見通し（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）を審査する観点を次のとおり規定。
  - ・ 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
  - ・ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
  - ・ 既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- 申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定を追加。  
※経過措置として、令和7年度開設の審査においては大学等単位に適用し、法人単位は令和8年度開設の審査から適用

## 申請者が説明する主な内容（概要）

- 申請書類の作成等に関する手引等において具体的なデータの項目を示しその分析により見込まれる入学者数に関するより定量的かつ具体的な説明が求められています。

	令和7年開設以降（令和5年10月申請以降）
競合校の設定・分析	<ul style="list-style-type: none"><li>● 競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明すること。</li><li>● 競合校との類似性や新設組織の優位性等を説明すること。</li></ul>
入学意向に関するアンケート調査 （主に高校2年生を対象）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性を説明すること。</li><li>● アンケートにおいて5つの設問（①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向）及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析し、その結果を説明すること。</li></ul>
学生確保の取組の効果	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数を提示すること。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のデータを指定の方法により提示すること。 （例） 新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間） 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等</li></ul>

## 4. 情報セキュリティインシデントの 現状と報告について

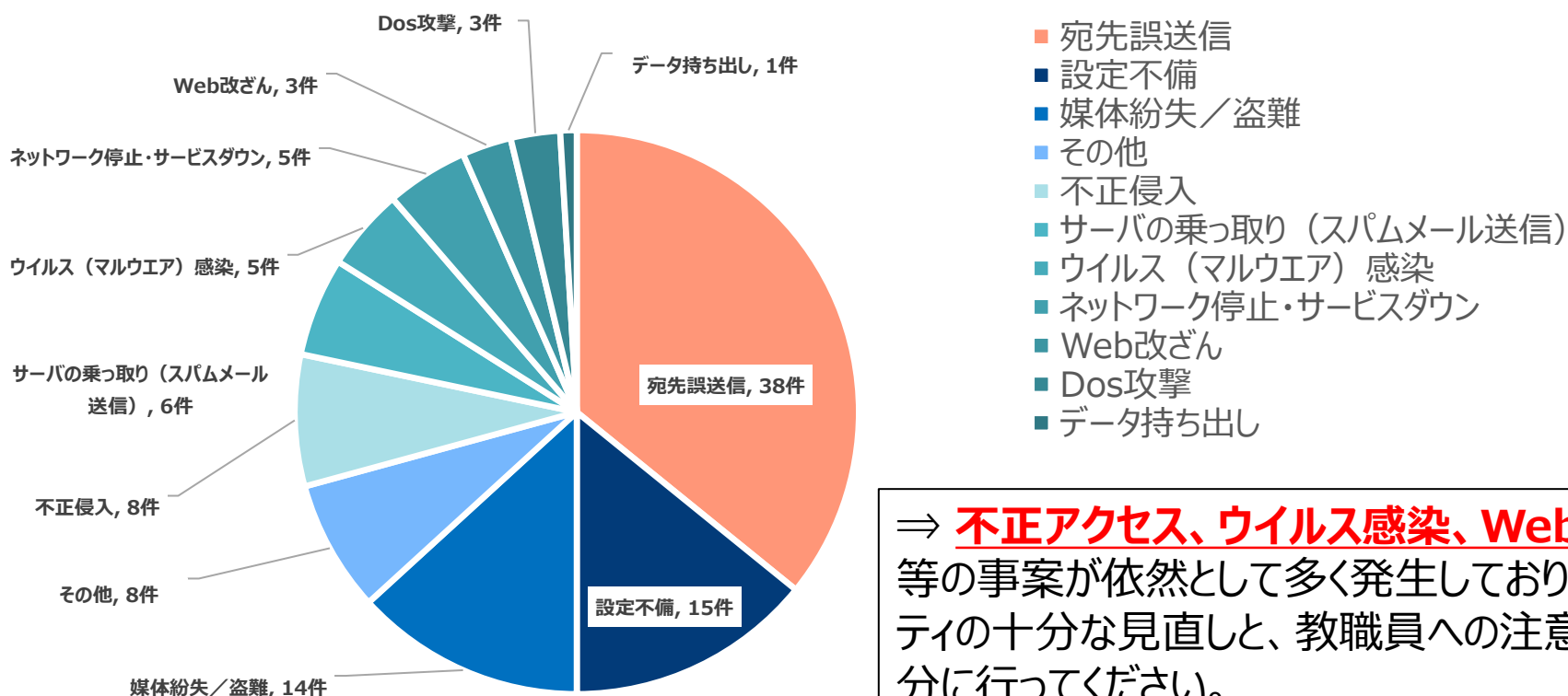
---

# 近年の情報セキュリティインシデント発生状況

● 私立大学（附属病院を除く）における情報セキュリティインシデント発生件数(直近5年)

H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
55件	70件	57件	77件	106件

● 令和4年度情報セキュリティインシデントの概要（数字は件数）



⇒ **不正アクセス、ウイルス感染、Web改ざん**等の事案が依然として多く発生しております。セキュリティの十分な見直しと、教職員への注意喚起等を十分に行ってください。



# 情報セキュリティインシデントが発生した場合（文部科学省への報告フロー）

私立大学（附属病院を除く）で発生した個人情報漏洩、不正アクセス事案等の情報セキュリティインシデントについては、**文部科学省私学行政課への報告**をお願いします。文部科学省への報告については、発生後速やかな報告が行われていないケースがありますので、**①インシデント発生後、速やかな報告（速報）、②インシデントの詳細についての報告（確報）**のそれぞれについて、確実なご対応をお願いします。

また、令和4年4月1日より、漏洩等が発生し、個人の権利利益を害する恐れがある場合に**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられています**ので、適切にご対応をお願いします。

発生

所轄庁への  
報告

専門部署の  
確認

適切な対処  
の確認

クローズ

## ☑ 文部科学省高等教育局私学部私学行政課に メールで連絡（CCに以下の宛先を入れること）

- ・大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室
- ・大臣官房総務課公文書監理室
- ・大臣官房総務課法令審議室

## ☑ 個人情報保護委員会に電話で連絡

※個人情報関係のインシデントの場合

## 【第一報後の対応について】

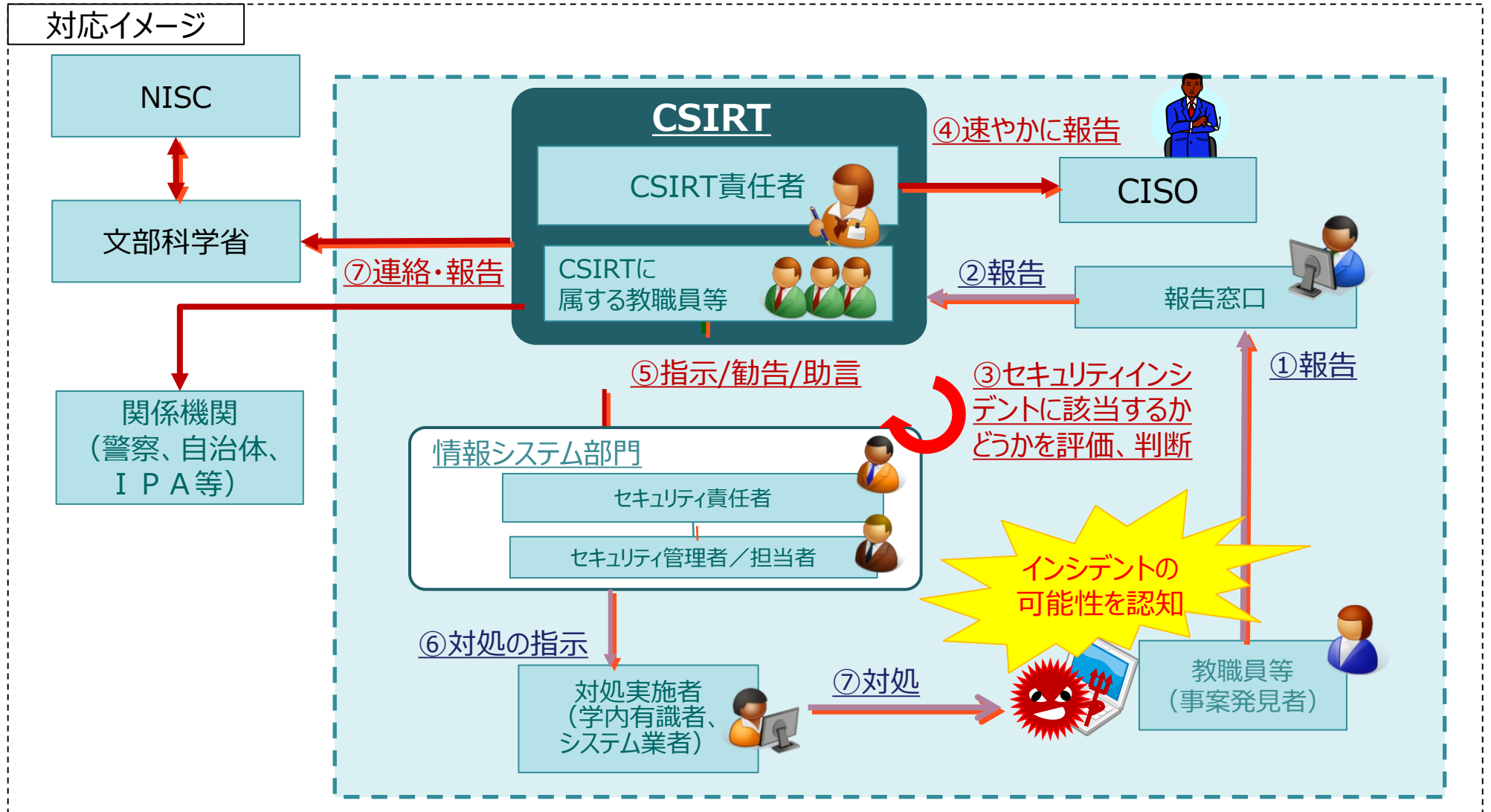
- ☑ 報告内容に対する指摘点等に対する対応をお願いいたします。
- ☑ 公表される場合は**事前に**文科省にご連絡くださるようお願いします。

## 【連絡先】

文部科学省 高等教育局私学部私学行政課：sigakugy@mext.go.jp  
大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室：security-incident@mext.go.jp ml-cybersecurity@mext.go.jp  
大臣官房総務課公文書監理室：bunjou@mext.go.jp  
大臣官房総務課法令審議室：m-taketani@mext.go.jp fujii-kento@mext.go.jp  
個人情報保護委員会：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>（個人情報保護委員会HPより「漏えい等の対応とお役立ち資料」）

# 情報セキュリティインシデント対応の連携イメージ

- 案件の報告遅れや、報告漏れが多発しておりますので、**速やかな報告**をお願いします。
- **案件の公表前**に、文部科学省へ公表内容などの報告をお願いします。



# 情報セキュリティインシデント発生防止のために

- 公共性の高い「大学」において、当該情報基盤に対する情報セキュリティ対策は社会的要請であり、学校法人全体として組織的・計画的にセキュリティ対策を講じる必要があります。
- 以下の3つの事項はセキュリティ対策の基本ですので、未実施の場合は早急に対応をお願いします。



## 情報セキュリティポリシー(※)の策定 ※私立大学では151大学(24.4%)が未策定 (令和4年度学術情報基盤実態調査)

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書です。これを明確化することが、情報セキュリティ対策の第一歩です。

(参考) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和6年1月版)

高等教育機関における情報セキュリティポリシー策定について <https://www.nii.ac.jp/service/sp/>



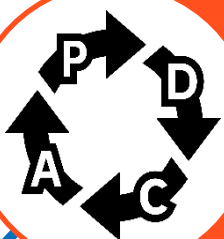
## 最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置と役割の明確化

責任をもって事案を判断するために、CISOの設置と役割の明確化が重要です。

## インシデント対応体制(CSIRT)の整備 (CSIRT : Computer Security Incident Response Team)

実効性のある体制 (検知・連絡窓口/トリアージ/インシデントレスポンス/報告・情報公開) の構築と対応手順の策定。

(参考) CSIRTマテリアル (2021年11月30日 JPCERT/CC) [https://www.jpCERT.or.jp/csirt\\_material/](https://www.jpCERT.or.jp/csirt_material/)



## 基本的対策の実施徹底

高度な対策を考える前に基本的な対策を徹底により未然に防止可能な事案が多数あります。

インシデントの多くは、メール誤送信や情報の意図せぬ公開など、基本的な情報セキュリティ対策の未実施や意識の欠如に起因する。

(参考) 大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の継続的な取り組みについて (通知) (令和4年6月22日付 4文科高第367号)

## **5. 私立学校における労務管理について**

---

# 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保等に関する措置が講じられています。

## (1) 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

- ①働き方改革に係る基本的考え方を明らかにし、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を策定。
- ②中小企業の取組の推進のため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

## (2) 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- ①労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
  - ・**時間外労働の上限の設定**：原則⇒月45時間、年360時間、  
臨時的な特別な事情がある場合⇒年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間
  - ・10日以上有給休暇が付与される労働者に対する**毎年5日の時季を指定した付与の義務化**。
  - ・**高度プロフェッショナル制度**の創設。
  - ・客観的方法による**労働時間の状況把握の義務化**。
- ②勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
  - ・事業主が、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に**一定時間の休息の確保を行う努力義務**の創設。
- ③産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）
  - ・事業者が産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供を行う等の**産業医・産業保健機能の強化**。

## (3) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- ①不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
  - ・同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることを禁止**。
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
  - ・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との**待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化**。
- ③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

※厚生労働省HP掲載資料より文部科学省作成

■「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

## 6. 女性活躍の推進等について

---

# 第5次男女共同参画基本計画における女性活躍の推進

令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、**令和7年度まで**に、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を、**副校長・教頭25%、校長20%**等とする数値目標が掲げられています。各都道府県においては、所管の学校法人において、これらの趣旨も踏まえた**積極的な対応と情報公表の実施**がなされるよう、積極的な働きかけをお願いします。

## 第5次男女共同参画基本計画（関係部分抜粋）

令和2年12月25日  
閣議決定

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、**校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する**。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する。

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針（関係部分抜粋）

令和5年6月13日  
すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

- 女性活躍推進法に基づく各教育委員会の事業主行動計画等を活用した校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合の目標や登用のための具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請する。
- 校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の管理職への登用を促進する。また、収集した好事例等を発信するための全国フォーラムを開催し、特に管理職への女性登用が進んでいない地域の学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）が参加するよう各教育委員会等に促す。



# 女性活躍推進に向けた情報公表の項目追加（男女の賃金の差異）

## 令和4年女性活躍推進法関係省令の改正

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第104号）

○女性の活躍推進に関する情報公表項目に、下表の①に「**男女の賃金の差異**」を追加。【令和4年7月8日】

### ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績
- ・**男女の賃金の差異（全・正・パ有）**

### ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

※(区)の表示がある項目については、雇用区分ごとに公表。

※(派)の表示がある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表。

※「男女の賃金の差異」については、「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分での公表。

詳しくは厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

をご覧ください！

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主（義務）

→ **表の①の項目より、男女の賃金の差異を含む2項目以上、②の項目より1項目以上の合計3項目以上を公表**

○常時雇用する労働者数101人以上の事業主（義務）/ 常時雇用する労働者数100人以下の事業主（努力義務）

→ 表の①、②の16項目の中から1項目以上を公表

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」について、**令和4年7月8日以降最初に終了する事業年度の実績をその次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に**公表しなければならない。

○学校法人を含む一般事業主は、情報公表内容を更新時点を明記して、おおむね1年に1回以上更新する必要があります。

インターネットの利用等により、学生をはじめとした求職者等が容易に閲覧できるよう公表してください。

★情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

女性の活躍推進企業データベースURL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



# 一般事業主行動計画の策定・届出の義務化、対象拡大

常時雇用する労働者数**101人以上の事業主**は、令和4年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際、原則として、**以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要**があります。【令和4年4月1日施行】

## ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派:雇入れの実績)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

## ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
  - ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
  - ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
  - ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区)
  - ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
  - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況
  - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況(区)(派)
  - ・有給休暇取得率(区)
- (※)令和2年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

- 項目は状況把握項目を区分したものであり、赤字は基礎項目(必ず把握すべき項目)。
- 「(区)」とある項目は、状況把握の際には、雇用管理区分ごとに把握が必要。
- 「(派)」とある項目は、労働者派遣の役務の提供を受けている場合は、派遣労働者を含めて状況把握が必要。

一般事業主行動計画の策定・届出等について



一般事業主行動計画策定届出・「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定状況



一般事業主行動計画の詳細については、こちらをご覧ください。

## 7. その他

---

- マネーローンダリング・テロ資金供与を巡る動向について
- インボイス制度について
- マイナンバーカードについて
- 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」について

- **マネーローンダリング・テロ資金供与を巡る  
動向について**
-

## FATFによる第4次対日相互審査

- FATF（Financial Action Task Force：マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）とは、マネーロンダリング・テロ資金対策における国際協力を推進するため、1989年に立ち上げられた多国間の枠組。
- FATFでは、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に関するFATF勧告の実施状況について、審査団による評価を実施。
- 令和3年8月に公表された第4次対日相互審査の報告書により、日本は「重点フォローアップ国」として、当面の間、年1回のフォローアップを受けることが必要となった。また、この報告書には学校法人を含む非営利団体について、以下の指摘が盛り込まれた。

- ・高リスク地域やその周辺で活動する非営利団体に関する情報を活用し、非営利団体に係るテロ資金供与の**リスク評価**を実施すべき。リスク評価を活用し、テロ資金供与に悪用される危険性が高い非営利団体を特定し、非営利団体の正当な活動を不当に妨げることなく、**モニタリング**又は監督するため、リスクベースアプローチを採用すべき。
- ・高リスク地域における非営利団体の活動の完全性を保護するため、テロ資金供与リスクと好事例について、非営利団体への**アウトリーチ**を実施すべき。

## FATF審査を受けた政府の対応

- FATF第4次対日相互審査を受け、政府一体となって対策を進めるべく、令和3年8月に文部科学省を含む関係省庁の会議体である「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、今後政府として取り組む「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表。この行動計画においては、非営利団体（NPO）について以下に取り組むことを明記。

- ・NPOがテロ資金供与に悪用される**リスクについて定期的に評価**を行い、**リスクベースでモニタリングを実施**する。
- ・高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の**好事例に関する周知**を行う。

## 学校法人に関する取組

- 非営利団体である学校法人の組織が悪用され、マネロンやテロ資金供与に巻き込まれないようにするため、**所轄庁による適切な指導・助言が必要**であるところ、文部科学省において、学校法人において実施されている海外事業の実態把握及びテロ資金供与に悪用されるリスクに係る評価を実施。  
調査の結果、**学校法人による海外事業の実施は限定的**であることから、**テロ資金供与に悪用されるリスクは低いと評価**。
- 所轄庁によるリスクベースでのモニタリングのため、**収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う**文部科学大臣所轄学校法人に対し、**セルフチェックを実施したうえで、文部科学省に届出**を行うよう依頼するとともに、公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例を**好事例として周知**。

各学校法人におかれては、

- 私立学校法第47条に基づく**財務書類等の作成・備付・閲覧**
- 私立学校振興助成法第14条に基づく**所轄庁への財務書類等の届出**の適切な実施
- **学校法人の出資会社における特定事業者（金融機関等）の確認への適切な協力**（実質的支配者情報制度の活用）
- **セルフチェックリスト**（令和4年6月21日付け事務連絡）**の一層の活用**

など、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止に向け、引き続き適切な対応をお願いいたします。

また、収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う場合は、「**大臣所轄学校法人に対するリスクベースでのモニタリングの流れについて**」（次ページ参照）**もご確認いただきながら、リスクベースでのモニタリング**にご協力いただきますようお願いいたします。



# 大臣所轄学校法人に対するリスクベースでのモニタリングの流れについて

- ◆ 所轄庁によるリスクベースでのモニタリングのため、**収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う文部科学大臣所轄学校法人**は、**セルフチェックを実施**のうえ、**文部科学省に届出**を行うこととなっている。  
\* 新たに収益事業として海外事業を実施しようとする場合においては、収益事業の認可を行う過程でモニタリングを行う。
- ◆ セルフチェックの結果、**高リスクであることが疑われる学校法人に対しては**、必要に応じて文部科学省から**ヒアリング等を実施**。そのうえで、最終的に**高リスクであると判定された学校法人に対しては**、**適切なアプローチ**を行い、**リスクの低減を図る**こととしている。



**① 国・地域の該当性確認**

FATFの公表する  
**・ブラックリスト**  
**・グレーリスト**  
 に指定する国・地域で活動実績がある  
 又は活動する予定か。

該当しない → 追加の確認不要

該当する → **事業内容を確認するとともに、②及び③について改めて確認**

必要に応じ、法人に対するヒアリング等も実施

1項目でも **高リスク** に該当した場合は、全体として **高リスク** と判定

**② 契約の相手方の確認**

契約（取引）の相手方の属性について把握し、問題ないことを把握しているか。

把握している → 低リスク

把握していない → 高リスク

**③ 資金移動ルートの確認**

金融機関を通さない国外への送金又は現金での輸送を行っているか。

行っていない → 低リスク

**④ 必要な対策の確認**

テロ資金供与のリスクを検討し、必要な場合には適切な対策を行っているか。

**行っている**

- 着金の確認**  
 職員の立ち合い等、着金の確実な確認のために対策を講じているか。  
 講じている → 低リスク  
 講じていない → 高リスク
- 証拠書類の保存**  
 資金が本来目的とした合法的な事業に使用されたことを証明する書類等を保存しているか。  
 保存している → 低リスク  
 保存していない → 高リスク

「高リスク」判定部分に係る**事業実施体制の見直し等につき指導・助言**  
 +  
 リスクの低減に向けた**好事例等の周知徹底**  
 +  
 定期的なモニタリング



- **インボイス制度について**
-

# インボイス制度の導入に向けた留意事項について

## インボイス制度とは

令和5年10月1日  
開始

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応したものととして開始される、消費税の**仕入税額控除の方式**。
  - 買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項を記載した帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要。
  - 「インボイス」を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた課税事業者である「**インボイス発行事業者**」のみ
- ※ インボイス発行事業者の登録は事業者の「**任意**」

請求書

(株)〇〇御中      △△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円      ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
1.0%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

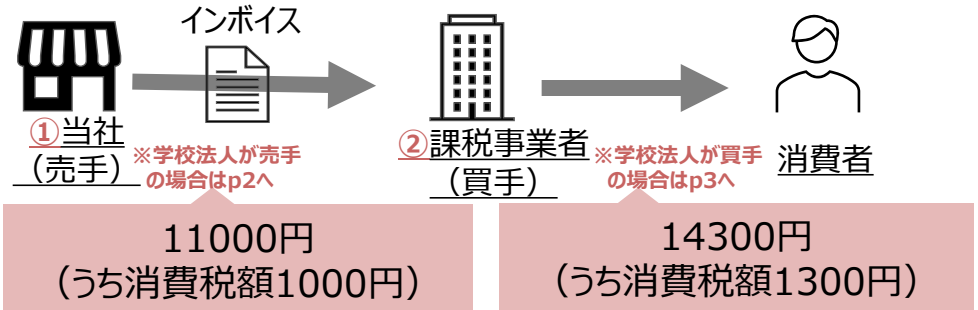
## 仕入税額控除とは

売上げの消費税額 - **仕入れや経費の消費税額** = 納付する消費税額

**仕入税額の控除**

※ インボイスがなければ仕入税額控除できない

### 取引の流れ



### 買手の納付税額について

【インボイスあり】	【インボイスなし】
売上税額：1300円	売上税額：1300円
- 仕入税額：1000円	- 仕入税額：0円
<b>= 納付税額：300円</b>	<b>= 納付税額：1300円</b>

納付税額が大きい

# インボイス制度の導入に向けた留意事項について

## ① 売手としての学校法人はインボイス発行事業者の登録を受ける必要があるか？

### ポイント

基準期間及び特定期間の課税売上高が  
**1,000万円を超えない場合**、消費税の免税事業者となる。

- 基本的に、**売上先**が、  
✓ **消費者又は免税事業者**である場合  
✓ **簡易課税制度を適用している事業者**の場合  
**インボイスを交付しなくても売上先に影響はない。**
- 学校法人の売上先が学生生徒等である場合、インボイスの発行が不要だが、**付随事業及び収益事業等において、売上先が課税事業者**である場合、インボイスを交付しないと売上先は仕入税額控除ができないため、**取引先とも相談する等、インボイス発行事業者として登録を受けるか要検討。**

### ◆ 免税事業者である学校法人がインボイス発行事業者となる場合について

**インボイス発行事業者の登録を受けるかは事業者の任意**となっている。免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には課税事業者となる必要があり、インボイス発行事業者となった後については基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の申告・納税等が必要になる。

**免税事業者である学校法人が課税事業者と取引する場合は、取引先とも相談する等、インボイス発行事業者として登録を受けるか要検討。**

インボイス発行事業者の登録が必要な場合、所轄の税務署へ申請を行うこと。

※令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となることが可能。

**学校法人が免税事業者のままであることを選択する場合**、インボイス制度の下では、免税事業者からの課税仕入れについてはインボイスの交付を受けることができないことから、課税事業者である売上先は原則仕入税額控除ができない。

ただし、**経過措置として**インボイス制度開始から一定期間はインボイスがなくても仕入税額相当額の一定割合の控除が可能。

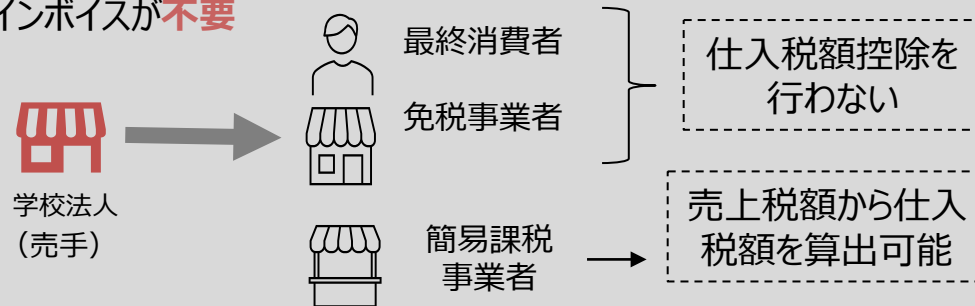
(制度開始後3年間は80%、その後の3年間は50%控除可能。)

### インボイスが**必要**



$$\begin{aligned} & \text{売上税額} : 1300\text{円} \\ - & \text{仕入税額} : 1000\text{円} \\ = & \text{納付税額} : 300\text{円} \end{aligned}$$

### インボイスが**不要**

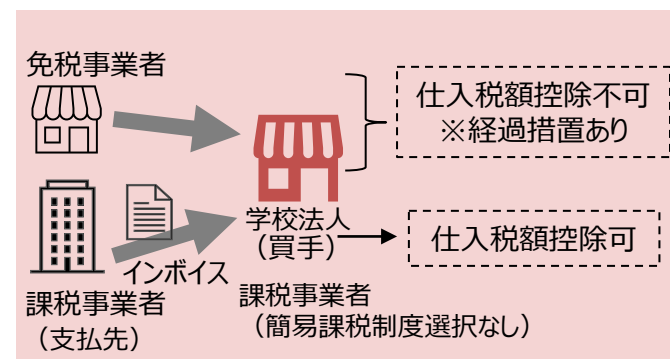


# インボイス制度の導入に向けた留意事項について

## ②買手としての学校法人は取引先のインボイスが必要か？

当該学校法人が、

- **免税事業者の場合**、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない。**
- **課税事業者の場合**、
  - ・**簡易課税を選択する場合は**、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない。**
  - ・**簡易課税を選択しない場合は**、仕入税額控除には支払先の発行する**インボイスが必要。**
 ただし、**非課税事業**に要する課税仕入れは、仕入税額控除の対象外であることから、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない（個別対応方式）。**これ以外であっても、**一定の場合は課税売上割合に応じて影響は限定される（一括比例配分方式・共通対応）。**



学校法人		取引先がインボイス発行事業者であることによる影響	
事業者	簡易課税制度	影響	補足
免税事業者	—	—	○ 学校法人自体が免税事業者のため、支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。
課税事業者	選択する（簡易課税）	なし	○ 簡易課税制度を選択した場合、売上げにかかる消費税額とみなし仕入率を用いて仕入れにかかる消費税額を計算する。 ○ 支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。
	選択しない（本則課税）	あり	○ <b>仕入税額控除には、支払先の発行するインボイスが必要。</b> ※ 取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者等からの仕入れについて制度開始後3年間は80%、その後の3年間は50%を仕入税額として控除可能。 ただし、学校教育や保育といった <b>非課税事業</b> については、 <b>個別対応方式</b> を採用する場合には、そもそも制度移行後も仕入税額控除を受けられないため、 <b>支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。</b> また、 <b>一括比例配分方式</b> や <b>個別対応方式</b> の課税売上げと <b>非課税売上げに共通して要する課税仕入れ</b> であっても、 <b>課税売上割合が小さい場合はインボイス制度における影響は限定される。</b>

### ポイント

- **課税事業者かつ簡易課税制度を選択していない場合に影響あり。**ただし、一定の場合は影響が限定される。
- 免税事業者との取引については、「**優越的地位の濫用**」に該当することのないように注意。

#### 参考資料

- 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（概要） [invoice\\_gaiyou.pdf \(jftc.go.jp\)](https://www.jftc.go.jp/invoice_gaiyou.pdf)

（具体的な事例については、以下のURLや次ページ以降を参照）

- 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

- **マイナンバーカードについて**
-

# メリットいっぱい! マイナンバーカード



1

## 本人確認書類 になる!

- ・ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
- ・旧姓(旧氏)の併記ができる!
- ・行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!

3

## 健康保険証 としても使える!

- ・9割以上の医療機関・薬局で対応!
- ・本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定健診・薬剤情報などを共有でき、より良い医療が可能に!
  - ・手続をしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要に!

5

## 「マイナポータル」で 暮らしがもっと ベンリに!

マイナポータルを使えば...

- ・行政機関などが持つあなたの情報を確認できる!
- ・行政機関などからのお知らせを受け取れる!

さらに!

- ・特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報が確認できる!
- ・マイナポータルと連携すれば、e-Taxを利用した確定申告がさらにカンタンに!

2

## コンビニで 各種証明書が 取得できる!

市区町村窓口に行けないときも  
近くのコンビニで住民票の写しや  
課税証明書などが取得できる!

※市区町村によってサービスが異なります。  
※毎日6:30~23:00。

4

## オンラインで 行政手続!

引越しの際には...

- ・いつでも、簡単に、オンラインで  
転出届を出せる!

子育て・介護の手続も...

- ・オンライン申請できる市町村が増加中!

確定申告も...

- ・マイナンバーカードを使ったe-Taxが  
ますますベンリに!

6

## 民間のサービス でも使える!

- ・銀行口座開設時の本人確認などに使える!
- ・職員証としての利用も!

## ますますベンリに! マイナンバーカード!

スマホにカード機能を搭載!

- ・スマホ一つで、マイナポータルや様々なサービス利用・  
申込可能!
- ・コンビニ交付サービスもスマホ一つで利用可能に!  
(2023年12月20日より一部店舗で開始)  
※一部のAndroid端末で利用可能

運転免許証※・電子処方箋と一体化!

※2024年度末(予定)



◀ マイナンバーカード読取対応機種はこちら

- 「学校法人の経営改善等のための  
ハンドブック《第1次改訂版》」について
-



# 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」について



## 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」について

- 日本私立学校振興・共済事業団が作成する「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」は、少子化等の影響により厳しい経営環境の中で、経営改善を進めていく必要のある学校法人に参考となる情報を整理したものです。
- このたび、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、令和4年11月に「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」として改訂されました。

## 主な改訂内容

大学等を設置する学校法人が運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な、合併や設置者の変更に係る手続きについて、類型ごとの概要を巻末にまとめました。

本ハンドブックを御参照いただき、学校法人の経営改善に係る相談等に役立てていただけますと幸いです。

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」 URL :

[https://www.shigaku.go.jp/files/s\\_keieikaizenhandbook\\_kaitei1.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaitei1.pdf)



# 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

日本私立学校振興・共済事業団のサイトにて、学校法人の寄付募集に関する情報が掲載されています。

日本私立学校振興・共済事業団においては、私立学校の特色ある教育や研究を支援するため、**私立学校の寄付金募集に関する情報をまとめ、寄付金の使途など寄付者の意向により寄付先を積極的に選択していただくための、「私立学校寄付金ポータルサイト」**を立ち上げています。

また、本ポータルサイトには学校法人による**災害復旧のための寄付募集情報も集約されており、能登半島地震に関する寄付の募集も掲載されています**ので、ぜひご覧ください。

▶私立学校の寄付金募集に関する情報をまとめた私学事業団のページ(※)はこちら

※私立学校寄付金ポータルサイト ↓

<https://kifu-portal.shigaku.go.jp/>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

